

東かがわ市告示第112号

白鳥温泉再整備における譲渡等に関する公募プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年9月10日

東かがわ市長 上村 一郎

白鳥温泉再整備における譲渡等に関する公募プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 白鳥温泉再整備における譲渡等に関する公募要項に基づき、最も優れている提案を選考するため、白鳥温泉再整備における譲渡等に関する公募プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 審査委員会は、選考における公平性を確保するため、次に掲げる事項について審査を行う。

- (1) 評価基準に関すること。
- (2) 提案書の審査及び評価に関すること。
- (3) 最優秀提案者の特定に関すること。
- (4) その他プロポーザルの審査に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 審査委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 事業部長
- (4) 市民部長
- (5) 教育部長
- (6) 学識経験者
- (7) 事業経営に見識を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和7年9月10日から令和8年3月31日までとする。

(委員長の職務)

第5条 審査委員会には、委員長を置き、副市長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(審査委員会の開催及び議決)

第6条 審査委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査委員会は、委員の出席が3分の2を超えなければ成立しないものとする。

3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 審査委員会は、必要に応じ関係職員を会議に出席させ、その意見を求めることができるものとする。

(事務局)

第7条 審査委員会の庶務は、総務部地域創生課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年9月10日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。